

日本でも始まる巨大IT企業への規制

◆ 経済産業省が取引透明化法の対象となる巨大IT企業を指定

2021年4月に経済産業省は「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（取引透明化法）」の対象を指定した。同法は規制の対象を国内流通総額が3,000億円以上のオンラインモール、2,000億円以上のアプリストアをサービスとして提供する巨大IT企業としており、アマゾンジャパン、楽天グループ、ヤフー、グーグル、アップルの5社が今回指定された。

指定された5社は今後、取引条件などの開示、取引実態についての年1回の報告などの情報開示、出品業者に対する契約変更時の事前通告や説明責任が必要になる。経済産業省は情報開示が不十分な場合は是正を勧告でき、是正されない場合はより強い措置命令を出すことができる。

取引透明化法の規制対象に指定された5社と提供するサービス		
	事業者	提供するサービス
オンラインモール	アマゾンジャパン合同会社	Amazon.co.jp
	楽天グループ株式会社	楽天市場
	ヤフー株式会社	Yahoo!ショッピング
アプリストア	Apple Inc.及びiTunes株式会社	App Store
	Google LLC	Google Playストア

◆ 出品業者の保護とともに消費者の保護も行う取引透明化法

インターネットやスマートフォンの普及とともにオンラインモールやアプリストアなどのデジタルプラットフォームを利用した取引が急成長してきた。ただ、一部のモールやストアでは理由が示されないまま規約が変更される、取引が拒絶される、出品業者が合理的な理由に基づく要請を行うための手続きがないなどの問題が生じていた。これらの問題を解決するためにプラットフォームを運営する巨大IT企業を規制することが取引透明化法を制定した目的の1つである。

取引透明化法は消費者の保護も目指している。そのために、オンラインモールやアプリストアの利用者に対して商品掲載順位を決定する主な基準、プラットフォームマーが売上額などの情報を使用する場合はその内容、理由、条件などを開示することを求めている。今回の巨大IT企業の指定は法の目的を実現する第一歩であり、巨大IT企業の情報開示や取引ルールの見直しが適切に行われるか、見直しが不十分な場合の経済産業省の対応に消費者も注意しておきたい。 【藤井和則】